

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年当時、私は自営業者であったので、老後のことも考えて国民年金に加入し、52年に私が経営する事業所で厚生年金保険被保険者となるまでは、保険料を欠かさず納付してきた。

昭和47年12月までは、集金人に保険料を納付した際に印紙を貼付してもらい、48年1月からは保険料を納めた際に領収書を受け取っていた。領収書は、確定申告に使用するため税理士に渡したことから手元に無いが、当時の確定申告書の控えに保険料の控除額の記載があるので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたとしており、その関連資料として昭和48年分から52年分までの確定申告書(控)を提出し、その社会保険料控除欄に記載のある国民年金保険料額については自分自身の国民年金保険料の納付額であるとしているところ、申立人及び申立人の妻が共に同保険料を納付していることが確認できる52年1月から同年7月までの期間に対応する52年分の確定申告書の社会保険料控除額として記載のある20万5,560円は、同年1月から同年7月までの一人分の国民年金保険料額及び申立人の国民健康保険料額並びに同年8月から同年12月までの申立人の健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分の合計額とおおむね一致していることが確認できることから、当該確定申告書の社会保険料控除欄に記載のある国民年金保険料額は、申立人自身の一人分であるとする主張に不自然さはない。

また、昭和 50 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載のある国民年金保険料額は、50 年 1 月から同年 12 月までの一人分の国民年金保険料額とおおむね一致する上、51 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載のある国民年金保険料額は、51 年 1 月から同年 12 月までの一人分の国民年金保険料額と一致していることが確認でき、当該申告額は、申立人が納付した同保険料額であると推認できることから、申立期間のうち 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料の納付があったものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までについては、申立人は、48 年 1 月から国民年金保険料を納付した際に領収書を受領する方法に変更になったとしているが、市によると、同年 3 月までは国民年金手帳へ国民年金印紙を貼付する印紙検認方式であるとしており、申立人の主張する納付方法と相違する上、申立人が所持する国民年金手帳の、昭和 47 年度の国民年金印紙検認記録欄の同年 1 月から 3 月までが空欄であることが確認できることから、当該期間の保険料を納付していたとは認め難い。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から 49 年 12 月までについては、48 年分及び 49 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に、それぞれ「国民年金保険 7 万 2,000 円」、「国民年金保険 7 万 9,920 円」の記載があるが、同記載金額は、申立人の確定申告書から推認される当該年度の国民健康保険料額とおおむね一致していることから、当該年の確定申告書の社会保険料控除欄の申告額に国民年金保険料額が含まれている状況はうかがえない。

さらに、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から 49 年 12 月について、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、国民年金付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年12月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで
③ 昭和48年9月
④ 平成2年4月から3年3月まで

私が退職した際、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、婚姻前までは、母親が私の国民年金保険料を納めていたと聞いていた。

また、平成2年4月から3年3月までは、元妻が私の国民年金保険料を納付したと聞いたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人は、申立人の元妻が国民年金保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和59年1月に国民年金被保険者の資格を取得して以降17年間、申立期間④を除き、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の元妻の、申立人の国民年金保険料に対する納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間④は12か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立期間前後の平成元年度及び3年度の国民年金保険料は、付加保険料を含めそれぞれ年度内に一括納付されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人の元妻が、申立期間④の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和47年2月24日に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間①のうち一部は時効により納付すること

ができない期間である上、マイクロ台帳によると、申立期間①直後の15か月分の国民年金保険料を、48年3月に過年度納付していることが確認でき、国民年金の加入手続を行った申立人の母親が、このころに申立人の同保険料の納付を開始した状況がうかがえることから、この納付を開始した時点において、申立期間①は時効により納付できなかったものと推認される。

また、申立期間②及び③については、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②及び③の間の2か月について厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できることから、この当時、申立人が事業所に勤務していたために、申立人の母親は、当該期間の国民年金保険料の納付を行わなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付に関与していないため、納付の具体的な状況が不明である上、当該期間の同保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の同保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、国民年金付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年9月まで

私の将来のことを考え、父が国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれていた。父は既に他界しており、詳細はよく分からないが、父は、同居していた家族の分の国民年金保険料をすべて納付してくれていたはずである。ところが、最近になって記録を確認すると、両親及び同居していた姉の記録はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録だけ未納の期間があり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、家族全員の国民年金保険料を納付していたところ、オンライン記録によると、申立期間当時、同居していたとする申立人の両親及び姉については、国民年金の加入期間すべての保険料を納付していることが確認でき、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和42年6月9日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、41年10月から42年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認でき、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された以降にさかのぼって同保険料を過年度納付したものと推認できることから、納付意識の高い申立人の父親が、9か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から46年3月まで
② 昭和46年4月から53年3月まで
③ 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間については、間違いなく金融機関で納付書により保険料を納付していた。領収書は地震による自宅の建替えにより紛失して証明できないが、再度、私の年金記録を詳しく調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和55年6月2日に払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日により、このころに加入手続を行ったものと推認できることから、この時点で、申立期間については過年度納付が可能な期間である。

また、申立人の妻は、申立期間である昭和53年度に加え、54年度の保険料についても過年度納付していることが確認できることから、申立人については、当初、上記のいずれの期間も保険料が未納とされていたが、社会保険事務所(当時)における再調査の結果、平成21年5月26日に上記の期間のうち、昭和54年度の保険料について過年度納付していたものとして記録訂正されており、申立人の記録管理に不備があったことが認められることから、申立人は、申立期間③である53年度の保険料についても、その妻と同様に過年度納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号払出時

期（昭和 55 年 6 月）からみて、特例納付によらなければ保険料を納付できない期間となるが、保険料の納付を担当していた申立人の妻は、申立人の当該期間の保険料を夫婦一緒に金融機関で現年度納付していたと主張しており、特例納付を行ったとする記憶は無い上、オンライン記録及び市の保管する国民年金記録においても、申立人が申立期間の特例納付を行った記録は確認できず、申立期間に係る別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から49年7月まで

私は、国民年金に加入して以来、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、領収書をもらい台紙に貼っていた記憶がある。資格喪失の手続をしたことなど一度も無いので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月については、A市の収滞納一覧表によると、保険料が納付済みであることが確認できるところ、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫は、46年8月1日に夫が厚生年金保険の被保険者として資格取得したことを契機として、同年9月15日に国民年金の資格を喪失する届出を夫婦共に行っていることが確認でき、当該期間は、未加入期間とされていることが確認できる。

しかしながら、昭和46年8月及び同年9月については、申立人は、国民年金の任意加入被保険者の対象期間であり、納付済みである当該期間について、さかのぼって資格喪失することは制度上認められない上、マイクロ台帳によると、A市において当該期間の国民年金保険料を還付していたことをうかがわせる「8～9還付あり」と記載されていることが確認できるものの、同市の被保険者名簿においては、当該期間の保険料を還付した記録が確認できないことから、当該期間については、国民年金保険料を納付していたものと認めることが妥当である。

一方、申立人は、国民年金の資格を喪失することなく納付していたとしているところ、上記、国民年金被保険者名簿の資格喪失の状況から、申立人の記憶と相違がみられる上、オンライン記録によると、申立人は昭和46年8月1日

に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認でき、A市の記録と一致していることから、申立期間のうち46年10月以降、再度、資格取得の手続が行われるまでの期間の国民年金保険料を集金人に納付することができたとは考え難い。

また、申立人が申立期間のうち、昭和46年10月から49年7月までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年10月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年10月の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間②（同年3月）の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②（平成14年3月）の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から14年3月31日まで
② 平成14年3月31日から同年4月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、オンライン記録の平成13年10月1日から14年3月31日までの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料より多い保険料が給与から控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、私は同社に平成14年3月31日まで勤務しており、所持している給与明細書によると、同年3月分の厚生年金保険料が控除されていたので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人のA社に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、申立期間①のうち、平成13年10月を26万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提供された申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、報酬月額が24万円となっていることから、事業主が24万円を報酬月額として社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額(26万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年11月から14年2月までの期間については、申立人のA社に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて低額又は同額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録を訂正する必要性は認められない。

2 申立期間②については、A社から提供された申立人に係る社員個人別情報(人事記録)並びに申立人に係る給与明細書及び賃金台帳から、申立人が同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提供された申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、資格喪失日が平成14年3月31日となっていることから、事業主が資格喪失日を同日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月25日から44年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を43年11月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月1日から44年1月5日まで
② 昭和44年8月1日から45年8月1日まで

私は、昭和43年10月1日から45年8月1日までの期間、継続してA社B支社（45年1月8日からは、C社）に勤務していた。一般の事務で、43年12月に年賀状のあて名書きを間違えたこと、翌44年12月には失敗しないように注意して書いたことを覚えている。また、45年5月に購入した事務所のおやつのことや、同年5月にあった社員旅行のことも覚えている。その後、同年8月に、編み物を勉強するために退職した。

このように、私は、A社B支社で勤務していた期間のことは良く覚えているが、同社における厚生年金保険の加入記録は、昭和44年1月5日から同年8月1日までの7か月だけであり、その前後の期間についての記録が無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、「A社B支社において継続して勤務していた。」と主張しているところ、複数の元同僚の証言から、申立人が、当該期間において当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録により、A社B支社において厚生年金保険の被保険者記録を有する当時の同僚（昭和43年11月1日資格取得、47年10月10

日資格喪失)は、「申立人とは、同じ事務の仕事をしていた。退職は、私よりも早かったと思う。」と供述している。

さらに、申立人のA社B支社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和43年11月25日から44年8月1日まで雇用保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の同職種の同僚5人に当該事業所に係る自身の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、5人全員が、「A社B支社において勤務していた期間と、厚生年金保険加入記録は一致する。」と証言している上、「厚生年金保険加入期間に同保険料を給与から控除されていた。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和43年11月25日から44年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る昭和44年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、オンライン記録により、当該期間中にA社B支社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員6人に文書照会したところ、回答があった3人はいずれも申立人のことを記憶していない。

また、A社B支社は既に廃業しており関係資料も残っておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

さらに、A社B支社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は昭和44年8月1日までは確認できるものの、申立期間②における同被保険者記録は確認できない。

加えて、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険進達記録には、「進達記録票：S44.8.27」と記載されており、また、健康保険の被保険者証等交付記録には、「返納：S44.8.27」と記載され、申立人の昭和44年8月1日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失の処理が、同月27日に行われたことが確認できる上、同原票の健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人が申立期間①のうち昭和43年10月1日から同年11月25日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立人が申立期間①のうち昭和43年10月1日から同年11月25日までの期間及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年3月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から同年9月まで

私は、平成6年10月25日にA社に入社し、9年2月末に退職するまでの間、継続して勤務していた。

社会保険庁（当時）から送付された資料によると、申立期間の標準報酬月額が、私が所持している給与明細書の控除保険料相当よりも低い金額とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成7年3月から同年9月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年2月については、オンライン記録の標準報

酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を超えていると認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで

A社在職中に、継続して勤務していたにもかかわらず、事務員の手続誤りにより、昭和58年4月30日から同年5月1日までの年金記録が空白となっている。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、社会保険台帳及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和58年5月1日に同社から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和58年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無いため確認できないとしているが、事業主が資格喪失日を昭和58年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和35年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和35年10月28日から同年11月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D部（適用事業所名は、A社）における資格喪失日に係る記録を同年11月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る昭和35年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

また、申立期間のうち、昭和45年7月9日から同月13日までの期間に係る申立人のA社D部における資格取得日は、昭和45年7月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和35年10月28日から同年11月4日まで
③ 昭和45年7月9日から同月13日まで

私は、昭和33年4月1日にA社C支店に正社員として入社し、35年9月から同社E支店開店準備室に異動、そのまま同社E支店に勤務、45年7月に同社D部に異動、定年退職（平成10年10月*日）するまで、継続して同

社に勤務した。毎月給料から保険料を天引きされ、現在は所持していないが、給与明細書にも記載があったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出された職員カード及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（A社C支店から同社D部、同社D部から同社E支店、同社同支店から同社D部にそれぞれ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

2 申立期間①の異動日については、職員カードによると、A社C支店から同社D部への異動発令日は昭和35年9月1日であることから、同社C支店における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和35年7月の社会保険事務所（当時）の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和35年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②の異動日については、職員カードによると、A社本部から同社E支店への異動発令日は昭和35年10月24日であるが、B社では、「事務手続の遅れにより、E支店の新規適用日が同年11月4日となったため、当該期間の被保険者記録に空白が生じたものであり、同支店の新規適用日までには、本部の被保険者とすべきである。」としていることから、同社D部における資格喪失日に係る記録を同年11月4日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本部に係る昭和35年9月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間③の異動日については、職員カードによると、A社E支店から同社D部への異動発令日は昭和45年7月1日であるが、当該E支店における資格喪失日は同月9日であり、B社では、「本人の異動日は45年7月9日と思われる。」としていることから、同社D部における資格取得日に係る記録を同月9日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年7月1日から同年8月11日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を25年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月10日から同年6月1日まで
② 昭和25年7月1日から同年8月11日まで

私は、昭和19年4月10日にD社（現在は、B社）に入社した。25年7月1日には、同社から分社したA社に異動となったが、56年1月*日に定年退職するまで、同社で継続して勤務していた。

このことは、同社から入手した在籍証明書により明らかである。

それにもかかわらず、年金記録には申立期間①及び②について空白があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B社が発行した在籍証明書及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、E社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和25年7月1日にE社F事業所からA社C事業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和25年8月の申立人のA社C事業所に係る社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の担当者が、「本来は、申立人のA社C事業所への

転勤の辞令日（昭和 25 年 7 月 1 日）をもって届出を行うべきところ、同事業所への着任日（同年 8 月 11 日）をもって届出を行った可能性がある。」と証言していることから、事業主が同年 8 月 11 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、「昭和 19 年 4 月 10 日の入社と同時に G 職として労働者年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、E 社 F 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む 120 人が、同年 6 月 1 日付けで一斉に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記 120 人のうち、オンライン記録により居所及び生存が確認できた 8 人に照会したところ、回答があった 5 人全員が、「厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 19 年 6 月 1 日より前から、E 社に在籍していた。」と証言していることから、当時、同社では、一定期間内に入社した者を 19 年 6 月 1 日にまとめて加入させていたと考えられる。

加えて、B 社は、「申立期間①当時の関連資料等はなく、当時の社会保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人が、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月1日から39年1月5日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月1日から39年1月5日まで
② 昭和39年3月1日から41年2月1日まで

年金の手続で履歴を見ると、A社及びB社(後にC社)に就職したときに空白の期間があるのを見て驚いた。B社という会社では家計のやりくりが大変で、妻と二人で給与明細をながめて、税金、厚生年金保険、失業保険が毎月引かれるのを見て会社に引かないようお願い出たが、会社には断られた。

私たちの大切な必死で働いてきた月日を消さないでほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する昭和38年11月分以降の申立人の賃金台帳において、雇入年月日が同年9月1日と記載されていることから、申立人は、申立期間①において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和38年12月1日から39年1月5日までの期間については、上記の賃金台帳によると、同年1月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、事業主は厚生年金保険料について翌月控除と回答していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳の写しに記載されている保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の納付義務の履行については、事業

主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に関する届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①のうち、昭和 38 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間については、同年 11 月以降の賃金台帳によると、同年 11 月及び同年 12 月の給与については厚生年金保険料欄に控除額の記載が無い上、A 社は、「38 年 9 月及び 10 月に係る賃金台帳は保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員のうち連絡先が判明した 10 人に文書照会したところ、回答があった 6 人のうち 2 人が、「在籍期間と厚生年金保険被保険者期間は一致している。」と証言している一方、残りの 4 人は、自身が記憶する入社日より厚生年金保険の資格取得日は 2 か月から 5 か月後であるところ、当該 4 人のうち 2 人は、「試用期間があった。試用期間中、厚生年金保険料は控除されていない。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

- 3 申立期間②については、昭和 39 年から C 社で勤務したとする元同僚（入社月日の記憶は無く、当該同僚の同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ 41 年 2 月 1 日である。）が、「私の入社日は申立人よりもやや早かった。」と証言していることから、入社日は特定できないが、申立人は、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を取得した 41 年 2 月 1 日より前から勤務していたことはうかがえる。

しかし、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和 41 年 2 月 1 日であり、申立期間②は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員のうち連絡先が判明した 5 人に文書照会したところ、回答があった 4 人のうちの 1 人は、「B 社は、当初は個人事業所で、有限会社になった後に厚生年金保険に加入したが 4 か月で倒産した。厚生年金保険に加入するまでの間は保険料も引かれていない。」と証言しており、別の元従業員一人も、「保険料は、加入期間のみ控除されていた。」と証言している。

さらに、C社は、既に適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本により確認できる役員は所在不明であり、申立人が申立期間②当時社長だったとする者も既に死亡しているため、照会することができず、申立人が事務担当だったとする元従業員は、「私は社会保険の事務は担当していない。」と回答しており、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①のうち昭和38年9月1日から同年12月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和38年9月1日から同年11月30日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成19年3月から同年7月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成19年3月から同年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月1日から同年9月1日まで

A社における私の平成19年3月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額は、昇給に伴い18万円から20万円に上がり、当該期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同社は月額変更の届出を失念し、昇給前の標準報酬月額である18万円のまま保険料を納付していた。

その後、A社は、平成21年10月28日に、社会保険事務所(当時)に申立期間に係る訂正の届出と併せて保険料も納付しようとしたが、時効により保険料を納付することができなかつたので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改正又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は18万円とされているところ、申立期間のうち平成19年3月から同年7月までの期間については、A社が提出した申立人の給与明細書によると、申立人は、標準報酬月額20万円(事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額(同額)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、平成19年3月から同年7月までの期間における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により18万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が18万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成19年8月については、申立人及びA社の供述により、申立人が通勤災害により休業していたため同月の給与は支払われていないにもかかわらず、同社は、別途、申立人から標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を受け取っていたことが確認できる(同社の代表者は、「記録の訂正が認められない場合は、申立人から過剰に受け取った分を返戻する。」と供述している。)

このため、平成19年8月については、A社が、申立人からその主張する厚生年金保険料を受け取っていることは認められるものの、給与を支払う必要が無かったため、厚生年金保険料を源泉控除すべき事実が無いことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成17年9月を19万円に、同年10月から18年6月までの期間を20万円に、同年9月から同年12月までの期間を24万円に、19年1月を22万円に、同年2月から同年8月までの期間を24万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から19年9月1日まで
② 平成17年7月15日

A社における私の標準報酬月額は、昇給に伴い、平成17年9月から18年8月までの期間は20万円に、同年9月から19年8月までの期間は24万円にそれぞれ上がり、これらの期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同社は月額変更の届出を失念し、昇給前の標準報酬月額のまま保険料を納付していた(申立期間①)。

また、A社は平成17年7月15日に支給された賞与の届出も失念したことから、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該保険料の納付は行われなかった(申立期間②)。

その後、A社は、平成21年10月28日に、社会保険事務所(当時)に申立期間①及び②に係る訂正の届出と併せて厚生年金保険料を納付しようとしたが、時効により納付できなかったため、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改正又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の標準月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち、平成17年9月から18年6月までの期間は17万円、同年7月から19年8月までの期間は20万円とされている。

しかし、A社が提出した申立人の給与明細書によると、申立期間①のうち、平成17年10月から18年6月までの期間は20万円、同年9月から同年12月までの期間及び19年2月から同年8月までの期間は24万円の標準報酬月額(事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額は同額)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の給与明細書によると、申立期間①のうち平成17年9月については、控除保険料額に基づく標準報酬月額が報酬月額に基づく標準報酬月額より低い19万円であり、19年1月については、報酬月額に基づく標準報酬月額が控除保険料額に基づく標準報酬月額より低い22万円であり、それぞれ、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、申立期間①のうち、平成17年9月を19万円に、同年10月から18年6月までの期間を20万円に、同年9月から同年12月までの期間を24万円に、19年1月を22万円に、同年2月から同年8月までの期間を24万円に、それぞれ訂正することが妥当である。

なお、申立期間①のうち、平成17年9月から18年6月までの期間及び同年9月から19年8月までの期間について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により現在の年金記録どおりの届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、A社が提出した申立人の賞与明細書によると、申立人は、平成17年7月15日に支給された賞与から11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による

納付義務の履行については、事業主は、過失により現在の年金記録どおりの届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、平成18年7月及び同年8月については、上記の給与明細書により確認できる標準報酬月額(控除保険料額及び標準月額のそれぞれに基づく標準報酬月額)が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額(20万円)であることから、記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年1月5日まで

私は、昭和32年10月にC社に勤め始めてから平成6年3月末に退職するまで、継続して勤務していたが、昭和40年10月1日にA社に出向になった際の厚生年金保険の被保険者記録が3か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（D社E支店からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該異動日については、B社が保管する人事記録によると、昭和40年9月1日付けでD社からA社へ異動となっているものの、同年8月に出向していた元同僚は、「同年10月1日付けで出向したことに間違いない。」と証言している上、D社E支店の資格喪失日は同年10月1日で提出されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したかどうかは不明であるとしているが、申立人

の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の欠落について事業主が適切に届出を行わなかったことを認めていることから、事業主は昭和41年1月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年3月7日、資格喪失日が62年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月20日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月20日から同年4月1日まで

転勤に伴う事務処理誤りであることをA社が認め、既に同社から、資格喪失日を昭和62年4月1日とする訂正届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第75条該当により被保険者期間とされていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、事業主からの訂正届により、資格取得日が昭和55年3月7日、資格喪失日が62年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月20日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主の証言及び事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る賃金台帳の給与支給額により、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和51年3月10日、資格喪失日が62年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月20日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月20日から同年4月1日まで

転勤に伴う事務処理誤りであることをA社が認め、既に同社から、資格喪失日を昭和62年4月1日とする訂正届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第75条該当により被保険者期間とされていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、事業主からの訂正届により、資格取得日が昭和51年3月10日、資格喪失日が62年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月20日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主の証言及び事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る賃金台帳の給与支給額により、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年6月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月27日から同年7月26日まで
A社C支店からD支店に転勤になった期間が空白になっている。訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店からD支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「昭和51年6月時点でD支店に戻っていた。」と主張しており、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間にはD支店に在籍していた。」と証言していることから、同年6月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年6月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、年金記録がおかしかったので社会保険事務所（当時）で照会すると、昭和57年1月から61年6月までの期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

夫婦の国民年金の加入手続及び保険料納付は、夫婦一緒に私が行っており、私の納付記録が無いということはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の夫の同手帳記号番号は、昭和56年7月29日に払い出されていることが確認できるところ、申立人の同手帳記号番号は、63年1月28日に払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と相違する上、上記払出簿の申立人の夫の同手帳記号番号の前後を確認したところ、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出されている事情はうかがえない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和61年7月から62年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、その払い出された時点においては、申立期間のうち大半が時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人には申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間の同保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の納付を示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から54年3月まで

私は、友人からの勧めもあり、将来のことを考えて昭和52年12月にA市役所で国民年金に任意加入する手続を行った。その後、53年3月にB市に転居し、同市でも保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年12月15日にA市で国民年金に任意加入する手続を行い、その後、53年3月にB市へ転居した際の国民年金の住所変更手続も適切に行っていることが確認でき、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な状況であったことがうかがえるが、申立人には、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする具体的な記憶は無い。

また、上記申立人に係る国民年金被保険者名簿の昭和52年度の欄には、過年度納付書を送付したことをうかがわせる記載が確認できることから、A市において国民年金保険料を現年度納付していた状況がうかがえない上、B市へ転居後の53年度の欄が空欄であることが確認できることから、同年度の国民年金保険料についても現年度納付していた状況がうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1751

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年3月まで

私は、昭和45年4月から役場の職員になったが、その前の臨時職員であった期間は、窓口で年金保険料納付の受付もしていた。20歳になり年金の重要さも認識していたので、自分で国民年金に加入した。当時の保険料は300円で、老後のことを考え、付加保険料の150円も併せて納付していた。

自分が納付した保険料は、自分の年金として返ってくると信じて納付していたのに、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月ごろに、町役場（当時）で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は52年11月7日にA市で払い出されていることが確認できるが、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和52年12月13日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は、国民年金の未加入期間と記録されていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日の記載とも一致している。

さらに、申立人は、昭和44年5月から付加保険料を含めた国民年金保険料を納付したとしているところ、付加保険料（制度導入当初は所得比例制保険料）の納付が開始されたのは45年10月からであり、申立人の記憶と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間、37年9月から38年10月までの期間、38年11月から39年8月までの期間及び39年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和37年9月から38年10月まで
③ 昭和38年11月から39年8月まで
④ 昭和39年9月から40年3月まで

私の夫は転職しがちで、私は結婚後に働いていなかったこともあり、自分の老後のことを考えると不安であった。そんな時、新聞で国民年金の記事を見て大切なことだと思い、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その時は、おなかが大きかったので、着物を着て行ったことを覚えている。当時、アパートに住んでいたが、子供ができたので出て行ってほしいと言われ、B市に転居した。同市では市役所に転居の届出も提出していないのに、年配の女性が年金の集金に来た。どうして転居したことを知っているのかと不思議に思うほどだった。その次にC市へ転居したが、B市と同様に何もしていないのに年金の集金人が来た。次はD市に転居したが、ここでは集金人は来なかった。その次にE市F地区に転居したが、また、何もしていないのに近くのたばこ屋の女性が年金の集金に来た。たばこ屋を経営しながら年金の集金もしているのかと思ったことを覚えている。その後、E市G地区に転居して、やっと落ち着いたが、やはり女性の集金人が来た。その時に、集金人が国民年金手帳とA市でもらっていた糊のついていないシールも一緒に持って帰ったように思う。その後のことについてはよく覚えていないが、年金手帳も見っておらず、仕事も忙しかったので、保険料を口座引き落としにしていたのではないかと思う。申立期間の保険料が未納になっているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A市に居住していたところに同市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、E市において夫婦連番で昭和40年7月16日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況から同年4月ごろに加入したものと推認される上、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとするA市で国民年金手帳を受け取っておらず、糊のついていないシールのようなものを受け取っていたとしているところ、A市によると、36年4月から48年3月までは集金人による印紙検認方式（国民年金手帳に印紙を貼付し検認する方法）であったとしており、申立内容と一致しない。

また、E市における申立人の国民年金被保険者名簿では、同市G地区の住所が記載され、昭和40年度分の保険料納付年月日は確認できないものの、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている夫の同市の同被保険者名簿によると、昭和40年4月から9月までの保険料を同年12月1日に納付していることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立期間③及び④については、上記の加入時期（昭和40年4月）において保険料を納付する場合は過年度納付となるが、申立人は過去の保険料についてさかのぼって納付した記憶は無いとしており、保険料をC市及びE市F地区で現年度納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人は、B市及びC市では国民年金の転出及び転入届を提出した記憶が無いにもかかわらず、集金人が自宅へ来たと主張しているが、オンライン記録では、手続を行ったとするA市を含め、B市及びC市の住所は確認できず、これらの市において申立人の住所は認識されていなかったものと推認でき、認識されていない住所地に集金人が保険料を徴収するため訪問していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は確認できず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私たち夫婦は昭和35年5月に婚姻し、夫はA業であったが、国民年金に対する知識も無く、毎日の生活に追われる日々を過ごしていた。38年ごろに国民年金保険料をまとめて納付できることを知り、将来のためと思い、何とかやりくりして、国民年金制度発足時からの夫婦二人分の保険料を5年分さかのぼって5万4,000円納付したのに、申立期間の納付記録が無いと言われた。年金だけが頼りの私にとって、あの時に納付した保険料がどこに行ったのか納付できない。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和35年5月に婚姻し、38年ごろに国民年金の加入手続を行い、まとめて5年間分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で45年7月に払い出されており、このころに加入したものと推認できる上、申立人の国民年金被保険者原票には、第2回特例納付期間中の50年12月に、40年4月から45年3月までの期間の保険料として5万4,000円を特例納付したことが記録されているものの、申立期間に係る特例納付の記録は無く、ほかに申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私たち夫婦は昭和35年5月に婚姻し、職業はA業であったが、国民年金に対する知識も無く、毎日の生活に追われる日々を過ごしていた。38年ごろに国民年金保険料をまとめて納付できることを知り、将来のためと思い、何とかやりくりして、国民年金制度発足時からの夫婦二人分の保険料を5年分さかのぼって5万4,000円納付したのに、申立期間の納付記録が無いと言われた。あの時に納付した保険料がどこに行ったのか納付できない。よく調べて記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和35年5月に婚姻し、38年ごろに国民年金の加入手続きを行い、まとめて5年間分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で45年7月に払い出されており、このころに加入したものと推認できる上、申立期間は特例納付によらなければ保険料を納付することができない期間となるところ、申立人の国民年金被保険者原票には特例納付の記録は無く、ほかに申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、昭和43年12月末で会社を退職し、44年1月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時、女性の集金人が定期的に国民年金保険料の集金に来ており、領収書をもらっていたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和44年1月ごろに、市役所において国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は46年7月20日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳の発行日（46年6月23日）とほぼ一致することから、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人の記憶と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、昭和44年1月ごろに、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付にあたり、さかのぼって納付したとする記憶は無いとしている上、申立期間の保険料額等についても具体的な記憶は無いとしている。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

申立期間については、間違いなくA社B支店で納付書により保険料を納付していた。領収書は地震による自宅の建て替えにより紛失して証明できないが、再度、私の年金記録を詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和55年7月1日に払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から同年6月25日から同月27日までの間に加入手続が行われたものと推認できるところ、この時点で、年金受給権（300か月の保険料納付）を確保するためには、合算対象期間（36か月）を含めた上で、2年度分（24か月）の過年度納付に加えて7年間（84か月）の特例納付を行う必要があったことになる。

一方、申立人の国民年金被保険者原票により、国民年金加入手続が行われた直後の昭和55年6月30日に、39年4月から46年3月までの期間（上記のとおり、年金受給権の確保に必要な7年間、84か月）の保険料として、33万6,000円を特例納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料の特例納付については確認できない。これについて申立人は、上記金額の保険料納付に関する記憶はあるものの、申立期間を含めて特例納付を行った場合に必要とされる当該金額の保険料納付については記憶しておらず、申立人が申立期間について特例納付したとは考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA社B支店で納付書により現年度納付していたと主張しているが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、上記の加入時期（昭和55年6月）では、申立期間は特例納付によらなければ保険料を納付できない期間となり、

申立人の供述内容と一致しない。

さらに、申立期間における現年度保険料の納付についてC市では、A社を含め、納付書により金融機関で保険料を納付できるようになったのは昭和51年度からであり、それ以前は集金人による印紙検認及び規則検認により収納していたとしており、申立人には集金人による納付の記憶が無く、申立人が当該時期より前の期間に保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1757

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から48年3月まで

昭和43年7月に親しい職場の先輩から国民年金に加入するように勧められ、市役所で加入手続を行い国民年金に加入した。保険料は毎月郵便局で納付していたが、その後、46年ごろに体を壊し、思うように働けなかったため、保険料を納付することができなくなった。また、48年ごろに社会保険事務所（当時）から連絡があり、保険料12万円を納付できなければ、将来年金をもらうことができないと言われ、4回に分割して納付書を作成してもらいように依頼し、郵便局で納付した。よく調べて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年7月から45年12月までの期間については、申立人は、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付し、その都度、領収書を受け取っていたと主張しているが、市によると、制度発足当初の昭和36年度から44年度までは保険料を3か月ごとに印紙検認方式で収納し、国民年金手帳に印紙を貼付して検認印を押していたとしており、45年度からは同手帳に印紙を貼付しない規則検認方式へ変更したものの、金融機関での納付書による納付は47年度から開始されたとしていることから、申立期間において金融機関（郵便局を含む。）では保険料を納付することができず、申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和46年1月から48年3月までの期間については、申立人は48年ごろに4回に分割して約12万円の保険料を納付したと主張しているところ、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間となる上、第2回特例納付期間（49年1月から50年12月まで）中に申立期間の保険料を納付したとして試算すると保険料額は2万4,300円となり、申立人が

まとめて納付したとする保険料額とは大きく乖離^{かいり}する。

加えて、申立人の国民年金被保険者原票から、申立人は、第3回特例納付期間（昭和53年7月から55年6月まで）中の54年10月5日、55年3月8日、同年5月7日及び同年6月30日の4回に分けて48年4月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の保険料を納付していることが確認できるところ、当該期間の保険料は合計で10万800円となり、申立人がまとめて納付したとする保険料額と近似する上、同原票の記載内容には不自然な点が見られないことから、第3回特例納付において申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年8月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度の開始時に、婦人会役員から勧められて任意加入した。加入当時、保険料は月額100円で、毎月10日に集金の名簿が婦人会役員に届き、その役員が保険料を集め、25日にまとめて町役場に納めていた。保険料は100円から150円、200円と段階的に上がっていき、婦人会役員に現金で渡していた。国民年金手帳は加入当時には受け取っておらず、44年9月に受け取った。小さな村でほかの人と一緒に国民年金に加入したのに、村のほかの人が36年から保険料が納付済みになっていて、私が44年からとなっているのはおかしい。36年4月の加入から44年8月までの国民年金保険料がどうなったのか分からないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和44年10月3日に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金被保険者原票及びA町の国民年金被保険者名簿には、同年9月17日に初めて任意加入被保険者として資格を取得していることが記録されていることから、申立期間は、国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付できない期間となる上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が主張するとおり昭和36年に国民年金に加入しているのであれば、薄茶色の国民年金手帳を保有しているはずであるが、申立人は昭和41年度から45年度までの期間に発行されていた肌色の同手帳及び51年度から平成8年12月までの期間に発行されていたオレンジ色の年金手帳の2冊以外の手帳を保有していない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年6月まで

20歳になってから結婚するまでの間、私はA町(現在は、B市)C地区にあった店に住み込みで働いていたが、住所は同町D地区の実家にあり、父親が毎月集落で行われていた集金常会で私の保険料を納めてくれていた。

結婚してからはE町(当時)に移り、夫の母親が夫から私の保険料を受け取り、婦人会で私の保険料を納めていた。

現在は、実父も亡くなっており、当時の国民年金手帳も無く、証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付していたはずなので、記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和44年7月1日に払い出されていることが確認でき、このころに加入を行ったものと推認できるところ、国民年金被保険者原票及びB市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人は、同日に任意加入者として被保険者資格を取得していることが確認できるため、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付できない期間となる上、オンライン記録及びB市の保管する同被保険者名簿には申立期間に係る保険料の納付記録は無く、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が婚姻前後に住所を有していた地区を管轄するB市F支所及び同市役所G支所によると、申立期間に係る申立人の国民年金記録は確認できないとしており、さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1760

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までのうち11か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月までのうち11か月
昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得した旨を記載した書類があり、その後、定期的に来ていた集金人に保険料を支払っていたことを明確に記憶している。役所から勧められ、父親が加入手続きを行い、当時の経済状況から考えても確実に保険料を納付していたと思う。その父親も既に死亡しており詳細は分からないが、必ず保険料を納めていたと思うので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時、同じ住所であった申立人の弟及び妹の同手帳記号番号と近い番号で払い出されていることが確認でき、特に申立人の妹については、申立人と連番で払い出されていることが確認できることから、同じ時期に国民年金に係る加入手続きを行ったものと推認できるところ、申立期間に係る申立人の弟及び妹の保険料は申立人と同様に未納となっていることから、申立人についても保険料を納付していなかったものとするのが自然である。

また、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 10 月 1 日に A 社 B 事業所（現在は、C 事業所）に臨時職員として採用された。

1 年後の昭和 47 年 10 月 1 日に D 事業所（現在は、E 事業所）に異動し、48 年 4 月 1 日に F 社に移るまで、継続して勤務していたのに、D 事業所で勤務していた 6 か月間だけ、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じく昭和 48 年 4 月 1 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで F 社において同資格を取得している複数の元同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A 社 D 事業所で臨時職員として勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社 D 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 4 月から 48 年 5 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している 22 人のうち 12 人に、同社における厚生年金保険被保険者期間の中に、空白期間（1 か月から 4 か月）が確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社 B 事業所において昭和 47 年 5 月から 48 年 10 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、次に同社で同資格を取得するまでに、空白期間（1 か月から 6 か月）がある者が 6 人確認でき、このうち、文書照会に回答があった 5 人が、「当該空白期間においても、同社で臨時職員として勤務していた。」と回答している。

さらに、A 社 E 事業所は、「申立人に係る厚生年金保険の手續、保険料控除等については、関係資料が保存期間を過ぎ、残っていないため不明である。」

と回答している。これらのことから判断すると、同社では、当時、必ずしもすべての臨時職員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和47年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨を、同年10月16日に社会保険事務所（当時）に進達されていることが確認できる上、その後の勤務先である同社D事業所に係る健保記号番号順索引簿によると、申立期間において同番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したことをうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 21 日まで

私は、昭和 28 年 4 月 1 日に A 社に入社し、夫の転勤のため、やむをえず 35 年 9 月退職、同月 25 日に B 市に転居した。再就職したいと思っていたので脱退手当金は受け取っていない。申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、申立人に係る記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の通算年金制度創設前の昭和 35 年 11 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記の被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている被保険者 50 人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす 38 人の受給状況をみると 32 人が受給しており、このうち 31 人が退職後 5 か月以内、一人が 8 か月以内に支給されている上、元従業員の一人は、「退職時、会社から「脱退手当金をもらうかどうか」と聞かれ、もらうことにした。」と証言しており、別の元従業員も「会社が手続きをしてくれた。」と証言している。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 20 日から 30 年 1 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 27 日から 38 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①にはA社（現在は、B社）C支店、申立期間②にはD社（現在は、E社）F支店に勤務して、厚生年金保険に加入しているはずであるから調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①にA社に在籍した元職員7人の氏名を詳細に記憶しており、勤務状況に係る詳細な供述から判断すると、期間は特定できないものの申立人が申立期間①に同社に在籍して勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「当時の入社時の取扱いとして、最初から正社員として雇用し社会保険に加入させる場合と、試採用として6か月間程度雇用し当該期間の評価の後に不採用とするか、または本採用とし、その時点から社会保険に加入させる場合があった。」と回答しており、申立人は、「当初は見習社員として入社し、契約上のノルマを達成した時点で、厚生年金保険に加入した。元同僚の一人は、私より3か月程前にノルマを達成した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和29年9月1日であることが確認できる。

また、申立人は、「私より1か月ほど後に入社した後輩がいた。」と供述しているところ、オンライン記録によると当該後輩のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は申立期間①後の昭和30年3月1日であることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人を含むこれら3人については、試採用とされ、一定期間の評価の後に本採用され申立事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得したと考えられる。

また、B社は、「申立人に係る資料は保管しておらず、当時の状況は分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人の記憶している元同僚についても既に死亡または所在不明のため申立人の厚生年金保険の控除に関する証言や証拠は得られない。

- 2 申立期間②について、申立人の供述及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間②にG社H支店に在籍し、勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間②について、「支店採用されI職として勤務した。」と供述しており、同じ業務に従事した元同僚6人の氏名を詳細に記憶しているところ、オンライン記録によると、当該6人のうち3人は申立人と同日の昭和38年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、他の3人の被保険者記録は確認することができない。

また、E社が提出した申立期間②中の昭和38年2月10日現在の当該支店に係る職員名簿には、I職の申立人及び上記元同僚6人の氏名は記載されていない上、同名簿に記載されている6人に当時の状況を確認したところ、これら6人全員が申立人を覚えていないと供述している。

さらに、そのうち3人は、「名簿に記載された者は本社採用の正社員であり、正社員とは別に同支店には支店採用のI職が多数在籍していたが、厚生年金保険については正社員とは異なった取扱いがなされているはずである。」と回答している。

これらのことから判断すると、当該事業所は支店採用の者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、E社は、「当時の資料が残っておらず、申立人に係る勤務状況等は不明である。」としており、申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、申立人の記憶している元同僚についても既に死亡または所在不明のため申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言や証拠は得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 22 日から 37 年 10 月 9 日まで
② 昭和 38 年 2 月 19 日から 39 年 3 月 3 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 13 日から 40 年 7 月 4 日まで

私は、A社を退職したときは妊娠7か月で、会社には行けず、電話で退職を申し出たので、脱退手当金の説明を受けたはずはなく、またそのような身体で手続に行くことは無理であるから、脱退手当金をもらっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、それぞれ異なる厚生年金保険記号番号で管理されており、記号番号が相違する複数の被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、重複取消処理を行い、番号を一つに統合してから脱退手当金の裁定を行う必要があるところ、申立期間③のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、同社に係る申立人の厚生年金保険記号番号は、昭和 40 年 10 月 22 日に、申立期間②のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社に係る申立人の厚生年金保険記号番号は、同年 11 月 1 日に、いずれも申立期間①のC社に係る同保険記号番号に重複取消処理されていることが確認できる。

また、申立人のA社に係る被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 41 年 1 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年6月1日まで
② 昭和59年6月22日から同年8月31日まで

私は、Aさんのところで船員として初めて漁船のB丸に乗船したが、その記録が無い。また、私の船員手帳に記載のC社のD丸に乗船していた期間のうち、3か月間の船員保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A氏が船舶所有者であったB丸に継続して乗船していた。」と主張しているところ、E社は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、資料も残っていないため、申立人の勤務実態は不明であるが、B丸は小さな船であったので、船員保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

また、F社G支所は、「申立期間①当時、申立人が乗船したとするB丸は当組合に加入していたが、同船は、20トンぐらいの小型漁船であり、当時は船員保険の適用対象外のため、同船に乗船している船員は船員保険に加入できなかった。」と回答している。

さらに、D県H課が保管する漁業原簿によると、B丸の総トン数は*トンであることが確認できることから、申立期間①当時の船員法第1条第2項第3号に規定する政令の定める総トン数30トン未満の漁船に該当し、同法の対象船舶にはならず、同船の乗組員は船員保険の被保険者に該当しないこととなる。

2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳によると、昭和57年6月7日に雇入、60年6月3日に雇止となっている記載が確認できる。

しかしながら、F社I支所が保管する申立人に係る船員保険被保険者名簿

によると、申立人はJ社において昭和59年6月21日に船員保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同資格を再度取得していることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、F社I支所は、「申立期間②は休漁期であり、下船後も事業所に残っている船員については、全員、船員保険被保険者から疾病任意継続被保険者に切り替えの届出を行っていた。」と回答している上、疾病任意継続被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②において同被保険者であることが確認できる。

さらに、申立期間②の前にC社に係る船員保険被保険者資格を有している元従業員9人を抽出し、それぞれの疾病任意継続被保険者の記録を見ると、申立人と同様に申立期間②については同被保険者の記録が確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年10月ごろまで

私は、定かではないが昭和18年4月ごろから21年10月ごろまでの間、A町にあったB社C支店において継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録がすべて無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、B社C支店に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する写真及び申立人が記憶する事業所の所在地の近隣の事業所の事業主の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録においても当該事業所は昭和21年8月*日に解散し、当該事業所を継承した事業所も確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社C支店傘下の事業所のうち、健康保険労働者年金保険被保険者名簿が確認できた同支店D事業所（同名簿上の事業所名は、E社C支店D事業所。）に係る同名簿により、昭和18年5月1日から20年5月15日までの間に当該事業所において被保険者資格を取得している元従業員40人を抽出し、連絡先の判明した10人に申立人の勤務実態について文書により照会し、4人から回答を得たが、申立人の勤務実態等に係る証言は得られなかった。

さらに、E社C支店D事業所及びB社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立期間に当該事業所において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、申立人が記憶する当時の上司及び元

同僚の氏名も確認できず、健康保険の番号に欠番も無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 11 日から 31 年 10 月 21 日まで
② 昭和 33 年 10 月 30 日から 38 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 10 月末日まで A 社（現在は、B 社）で C 職として継続して勤務していたにもかかわらず、30 年 2 月 11 日から 31 年 10 月 21 日までの期間の記録が欠落している。また、33 年 10 月 30 日から 38 年 8 月末日まで D 社で E 職として勤務していた期間の記録が欠落している。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持している F 手帳（G 社から昭和 33 年 10 月 12 日付け交付）及び複数の元同僚の証言等により、申立人は申立期間①において、A 社（所在地を管轄する法務局に A 社の商業登記簿謄本は確認できない。）、又は B 社（商業登記簿謄本によると、30 年 7 月 * 日設立）で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、A 社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日は昭和 30 年 2 月 11 日であることが推認でき、申立人を含む従業員 20 人全員が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、B 社に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、上記同年 2 月 11 日に被保険者資格を喪失している 20 人中 13 人が同社において再度同資格を取得しており、そのうち 10 人が同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 11 月 1 日に同資格を取得していることが確認できる。

また、元従業員は、「当該期間は会社組織変更の時期であり、事務手続が

うまくいかずに空白期間ができてしまっている。」と証言している上、A社の創業に参与したとする元従業員は、「当該期間は資金繰りが大変だった時期であり、税金対策のため、本店をH市に移していると思われる。事務担当者が従業員の厚生年金保険の資格取得時期を恣意的に調整したかも知れない。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社は、当該期間のうち、昭和30年2月11日から同年11月1日までの期間について、すべての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことが考えられる。

さらに、上記13人中、申立人及び申立人と同職種の元同僚を含む3人が昭和31年10月21日に被保険者資格を取得していることが確認でき、元同僚は、「30年ごろに新しくI営業所が設立され、約15人程度の従業員が異動した。しばらくしてから、申立人も異動してきた。」と証言している上、i) B社に係る被保険者名簿によると、申立人の資格取得についての事務処理は同年12月6日に行われていることが確認できること、ii) A社及びB社に係る被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一番号であることが確認できること等、当該記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、A社に係る被保険者名簿から申立期間始期の昭和30年2月11日に被保険者資格を喪失している20人及び、B社に係る被保険者名簿から当該期間終期の31年10月21日までに同資格を取得している29人のうち、所在が確認できる11人（当時の事業主及び給与計算担当者を含む。）に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、9人から回答があったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、B社は、「申立人の厚生年金保険の届出及び保険料納付等については、当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

- 2 申立人が所持している上記F手帳により、申立人は申立期間②において、D社（所在地を管轄する法務局にD社の商業登記簿謄本は確認できない。）で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、D社の所在地周辺の事業所によると、「D社では、若い従業員が3人から4人働いていた。」と証言していることから、当該事業所は適用事業所となるべき従業員数（常時5人以上）を満たしていなかったことが考えられる上、上記事業所は、「D社と称するJ店があったが、従業員の入れ替わりは激しく、社会保険に加入できるような経営状況ではなかった。」と証言している。

さらに、D社の元事業主の所在は不明であり、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 9 日から 41 年 5 月 21 日まで

A社に勤務した。同社における厚生年金保険加入記録を確認したところ、平成 19 年 8 月 8 日に社会保険事務所（当時）から、「A社の年金記録は脱退手当金支給済となっています。」との連絡があった。脱退手当金という制度も知らなかったし、会社が受け取りになっているので驚いている。もう一度しっかり審議し年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書を見ると、事業所の代理請求が確認できる上、申立人が主張する氏名の字体についても、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると当該請求書と同じ字体で記載されていることから、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 8 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 16 日から 50 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 49 年 4 月中旬から 50 年 9 月末まで、A 社（現在は、B 社）C 支店に D 職員として在籍し、E 業務を行っていた。私は、当時の支店長、管理係、4 人の D 職員の名前や、固定給と歩合給をもらっていたことを覚えているし、20 歳になった記念に、会社からもらった社名入りの印鑑を現在も所持している。

それにもかかわらず、A 社で勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社 C 支店の元支店長の証言から、正確な時期は不明であるものの、申立人が、申立期間当時、同社 C 支店で D 職員として勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記の元支店長は、「当時、A 社 C 支店の給与事務を担当していた同社 F 支店の指示により、歩合制の D 職員については、最初は給与が少ないので、社会保険に加入しなくてもよいとされていた。このため、C 支店では、歩合制の D 職員については、個別に意向を確認した上で社会保険の加入を決めていたが、多くは、半年から 1 年経って正社員になってから社会保険に加入していた。」と回答している。

また、B 社は、「地方の D 職員は、採用当初の研修生として勤務していた期間の成績により、その後正社員となるか歩合給中心の社員となるかが決まる。

研修生としての期間は通常 6、7 か月だが、1 年半ほど研修生として勤務し、その後正社員となった者もいる。地方の D 職員の 9 割ほどが歩合給であり、退職まで社会保険に加入しない者もいた。」と回答している。

これらのことから、申立期間当時、A社C支店では、歩合給をもらっていたD職員については、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、B社を管掌するG健康保険組合は、「昭和41年12月以降に組合員資格を喪失した者の記録を保管しているが、申立人の、申立期間に係る健康保険組合員記録は見当たらない。」と回答している上、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録も確認することができない。

このほか、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立期間前後において厚生年金整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。